

Title	林栄夫著 戦後日本の租税構造
Sub Title	
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.4 (1959. 4) ,p.378(92)- 382(96)
JaLC DOI	10.14991/001.19590401-0092
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590401-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

林 栄 夫 著

『戦後日本の租税構造』

戦後の日本における財政学研究は、財政学を社会科学の一部門として確立しようという努力によって大きな発展をとげてきた。その努力の結実の一例として私達は日本財政に関するすぐれた研究をあたえられてきた。資料としての意味もかねるものとしては「昭和財政史」があり、単行本としてあげうるものといえば、鈴木武雄氏の「現代日本財政史」、武田隆夫編「日本資本主義大系・財政」、高橋・林編「近代財政講座第三巻・日本の財政分析」などがある。ここに紹介しようとする林栄夫氏の「戦後日本の租税構造」もこの方向における研究の成果を二層ゆたかにするものと言えるであろう。

「本書は、租税に関する問題を、戦後日本資本主義の動態過程のなかで解明しようとするものである。同時に、この研究が『税制批判の経済理論』または『租税の経済学』でありたい、というのが、わたくしの念願である。」と著者は序文で述べている。たしかに従来の租税論は、制度論的あるいは技術的内容のものであるか、資本主

義の問題としてとらえながらも社会的あるいは政治的な側面を主とした論説であったりした場合がほとんどであったと言つてよい。その意味でもこの書物は注目すべき意図のもとに執筆されている。

著者は、シャープ勧告が「税制は他の目的を適度に達成することと矛盾しないかぎり経済安定化作用を果たさねばならない」と述べ、「急激な累進的所得税が日本の税制においてひきつづき大きな役割を演ずべきこと、できるだけ間接課税の範囲を狭めること」を勧告している点を取上げ、この税制が日本資本主義の動態のなかでどのような役割を果たすかを解明しようとする。「序論」の予示するところによれば、この税制はまず、富裕階層に対するものとしてよりは中小所得に対するものとして累進的となった。他方、増大した法人税負担は租税減免特別措置によって大企業・中小企業間の逆進課税を招来する。かくしてこの租税構造は、敗戦から昭和二四年までのインフレーション過程においては過酷な大衆累進課税として機能し、昭和五年度・シャープ勧告以後現在までの資本蓄積過程においては大企業中心の資本蓄積の税制となることによってビルト・イン・スタビライザーとしての機能をよわめていったのである。

第一の過程について展開される論理は次のようである。
敗戦直後、独占的な産業資本は敗戦によって膨大な軍需を喪失し、これと軍需融資によって結びついていた銀行資本と共に危機的な状況に置かれる。戦後処理は当然この危機的状況からの脱出の努力をもって始められる。臨軍会計を中心とする膨大な財政資金の撒布と

銀行貸出の激増によるインフレは、それ自体資本の要求によるものでありながら、同時に独占資本を危機にさらすものとなった。二〇年末、財政収入減退の折柄、財閥解体、戦時利得の排除、戦時補償の凍結などの総司令部の指令に接する。こうした状況のなかで、独占資本は、みずからの再建のためにはインフレーションによる資金供給が必要であるところからインフレ政策の展開をはかりつつ、そのインフレ自体が作りだす独占資本再建への障碍を除去して積極的にインフレ体制を強化する方向に進む。この場合、まず財産税および戦時補償特別税の収入を処理するために創設された財産税等収入金特別会計は、その収入を一般会計に繰入れて一般経費の支弁にあつてるといふ形でインフレを補強する役割をになつた。第二に、軍需融資以来銀行資本と産業資本との間には異常な貸付関係が形成されていたが、銀行資本がそのこげつきをふせぎ、産業資本も危機を脱出するためには一層の資金供給が必要であつたにもかかわらず、それを支えるべき貯蓄性預金の絶対額が減少するに到り、預金封鎖を強行して独占資本との貸付関係の維持をはかる。第三に、戦時補償打切は、八月一五日以前に決済された分にはふれず、同日現在未決済の補償債権のみを打切り、戦時利潤の本体に迫りうるものではないか。このようにしてインフレーション体制のもとで独占資本に有利に資本蓄積が強行される。

インフレーション体制の進行は、国税収入中の所得税の比重を低下させた。これは、従来の所得税体系のうちで前年度実績課税方式

によるものの比重が大きかったためであるが、ここに、従来の所得税体系がインフレーションのもとで取巻体系として十分に機能しないことが明らかになる。かくて二二年度より新総合累進所得税が採用される。基礎過程におけるインフレーションが所得税の大衆課税的性格を強めたと同時に、新所得税制度そのもののなかに大衆課税のメカニズムが存在していたのである。新制度とその後所得階層別・種類別統計の検討から次のような特徴が指摘される。第一には、所得税が給与所得税の性格をますます強くしてきたこと、第二に、配当・利子所得は増加傾向にありながら全体ではなお低い比重しか占めないこと、第三には、高額所得層における給与所得の比重の増加(営業所得の比重の低下)。これらのことの説明は、大法人の事業活動が拡大して利潤が増大し、この増大分の一部が給与所得として費用化され利潤として現象しない点に求められる。この利潤の費用化現象は、創業者利得の資本化現象とならんで、著者によって資本主義の現段階に特徴的な現象として指摘される。税制の側にも、これに対応して、役員賞与として利潤の分配にあずかるよりも役員給与所得として利潤の分配にあずかる方が税負担が軽いという機構が作りだされてくる。この傾向は税負担がかなり増大してきた時に現実化してくる。最後に、法人所得課税については、その比例税としての性格が、資本主義の現段階において大中小企業に無差別に課される時逆進的なものとなる点が指摘される。

消費課税の問題について、著者は次のようにのべる。消費課税の

対象とされる商品の生産・流通・消費の過程はすべて資本主義的に規定されている。だから消費課税の問題を資本主義の問題として究明しようとするれば、どうしても課税商品と非課税商品についてその生産過程・生産関係にまで分析をすすめねばならない。この分析の基礎の上に立って、はじめて課税商品に関する需給の弾力性による消費税負担帰着の分析が有意義なものとなる。そして、この視点に立って酒税の分析をこころみている。消費税一般については、その大衆負担となるべき性質、さらにそれは逆進課税以上の問題を、ことに赤字家計の世帯に対して持つこと、税率の点で、課税商品全体について見ると奢侈品よりも生活必需品の方が重課されているという逆進的差別構造を持つことが明らかにされる。さらに、課税商品が企業消費された時、その支出は費用化されて商品価格の騰貴をとおして最終消費者に転嫁されることが指摘される。

以上が第一の過程に関する主な問題点である。

かかる間に独占資本の再建はインフレーション政策の援護のもとに着々と進められていた。復金債発行による独占資本への資金貸与は、その固定資本設備の復旧・整備を可能にし、他面、その債務負担はインフレ下の貨幣価値の下落により実質的には減少する。その間、法人の税負担が徐々に重くなるにおよんで、資本元本不可侵の原則がまもられにくくなる。この傾向は中小資本にいち早く現われるが、大資本にその影響がおよぶに到ってはじめて資産再評価問題が現実化するのである。これと関連して、インフレ収束後の新しい

事態のもとで資本の蓄積に有利な税制改革の要求が顕在化する。シャープ使節団の勧告はこのような事態のもとでおこなわれ、戦後第二の過程の出発点をなした。ここでは、シャープ勧告は、資産再評価(一定時における一律再評価)を基底としてキャピタル・ゲインの全額課税、キャピタル・ロスの全額控除を中核とするものとして理解されている。実際には、資産再評価については任意再評価方式がとられ、キャピタル・ゲインの全額課税は二八年に廃止される。さらに勧告においては資本蓄積の要請と総合累進課税の要請との調和が考えられていたのが、前者のみの強調、租税特別措置の拡充のみがおこなわれて、総合累進課税の原則は崩壊してゆく。

この場合、著者が指摘する第一の点は、シャープ勧告におけるキャピタル・ゲイン課税の問題である。同じくキャピタル・ゲイン課税と呼ばれるものでも、配当の転形としてのそれへの課税と、企業支配と独占利潤と株式売買との結合関係からできた再分配利得(ヒルファードイング)のいう創業者利得の現代的現象形態)に対する課税とは意味がことなることをまず明らかにし、勧告がこの独占資本の創業者利得を課税対象として含みうるものであった点ですぐれていることを認めつつも、同時に勧告がこれらを無差別に課税しようとしている点に勧告の資本主義的制約を指摘する。

第二点は、シャープ税制の基底をなす資産再評価の問題である。ここでは、資産再評価はインフレ資本蓄積方式をデイス・インフレ資本蓄積方式に切替えるための措置の一環として理解される。これ

は、一面では、独占資本がインフレ過程において蓄積した利潤を資産の過大評価とこれに見合う過大償却をおこなうことによって合法的に隠蔽し、労働者(賃金水準の固定)、小株主(配当水準の引下げ)および納税者(法人課税所得の減少による税負担の軽減、その分の大衆への転嫁)の犠牲において資本蓄積を遂行するための複雑なメカニズムであった。他面では、独占資本はインフレ期の信用創造によって資金の供給をうけ、固定資本設備を増大してこれにより利潤を稼得し、同時にインフレによって借入金の実質価値を低下させる。資本蓄積が相当程度に達した時に資産を再評価して自己資本を増大させ、この再評価にもとづく償却によって留保した利潤をもって借入金を返済し、他人資本を減少させて資本構成を是正していった。資産再評価はこのような独占資本の行動の論理に裏づけられていた。そして、独占資本は、これによって、インフレ期に作りだされた高金利・高物価を克服し、国際市場における競争力を回復しようとしたのであった。三回にわたる再評価は、大企業と中小企業との差別を一層明確にし、資本元本不可侵の課税上の原則が大企業についてのみ充足されるという事態を生みだしていった。

この資産再評価は、法人資本概念の拡充と共に産業別差別課税・階層別逆進課税の基礎を形造るものであった。この法人資本概念の拡充とは、二五年度の税制改正において、資本取引にもとづく純資産の増加分(額面超過金・減資益金・合併減資益金などの創業利得)を資本として扱うこととした点をさす。そのうち、二八年度に有価

証券の譲渡所得は非課税とされ、創業利得の資本化が完成する。かくて、大資本の課税所得の過少算出の基礎が確立される。

第三点として、租税減免特別措置が資産再評価・資本概念の拡充を基礎としつつ大資本に有利な資本蓄積の租税構造を補強する点が指摘される。課税所得の過小算出は、本来利益たるべきものを益金不算入とすること(法人間配当の非課税)によって、また本来費用でないものを損金に算入すること(準備金・引当金・特別償却額などの費用化)によっておこなわれる。ことに後者の場合、ある一つの特別措置が他の措置を誘発するという形で次第に拡充されてきたが、その基底にある論理は利潤率均等化の法則に求められる。大企業集団間における税引利潤率均等化の論理がこの過程を支配するのである。この過少に算出された法人所得からさらに一部分の控除が認められている。個人所得に関する特別措置の主要なものとしては、利子所得の非課税、有価証券の譲渡所得課税の廃止、配当所得の軽減課税などがあげられる。これらは本質的には家計との関連でとらえられるべきではなく、資本の動きとの関連で、金融機関への資金の流入と株式市場への資金の流入を媒介として銀行や証券会社の利潤を生みだすこととの関連で問題にされなければならない。この場合、資本はコストの安い資金を求め、産業資本・銀行・証券会社は、このためにそれぞれの利害に立って複雑な対抗関係を展開する。資本制国家は基本的には資本の国家であるが、国家を支える資本は常に統一された意志を持つわけではない。資本は基本的には

労働の対立物であるが、このことは資本相互間における利害の対立を否定するものではない。だから現代の国家は、資本家の対立者としての労働者に対する抑圧機構であると同時に、各資本間の利害対立を調停する機構としてはたらかねばならない。」

以上がこの書物の私なりに理解した概要である。著者は、これらに関連して詳細な統計的検証と制度の検討とを展開して、このような論理を一層説得的なものとしている。

この書物にはいわゆる結論部分は存在しない。著者による「国民所得の循環と租税体系」という別箇の一文がその骨子となることであるが、私達はその完成を心から期待せざるをえない。また、著者みずから序文で述べているように、この書物は「戦後日本財政の構造」の分析の一環をなすものと理解してよいであろう。従って、読後の一つの疑問、租税政策が支出政策あるいは財政構造全体によってもその動向を規定され影響を受けるといふ側面をどう理解するかといった点は、著者の今後の研究に期待すべき事柄であろう。この際、私達がこの書物から学ぶべきことは、著者が租税論において制度論乃至技術論を克服していること、しかも、制度的側面が精密に研究され分析されている点である。事実を丹念に追跡しながら、しかもそれに埋没せずに行っているのは、まさにその事実のみかたであるといつてよいであろう。著者が随所で強調するのは、税制の基底にあってこれを支配する資本の論理であり、資本制生産の歴史的な性格の認識である。シャウプ勧告に関する研究や、

酒税の分析にこのことがよく示されている。

最後に、この問題に専門的知識の全くない私なりの疑問を記しておく。先にあげた疑問点とも関連するが、第一の時期についてはインフレーションの展開をめぐる日本資本主義の動態と租税構造のそれとの関連をかなり明確に理解しようのにくらべて、第二の時期について、そのような意味で経済の基礎過程との関連が明確になつてこないように思われる。再度にわたる金融引締やいわゆる神武景気、国際収支上の困難などの動きのなかで著者の指摘する独占資本中心の資本蓄積が強行されるのであるが、これらに関連づける説明に欠けるように思われる。第二の疑問は、租税政策には、著者の指摘する個別資本の利益とその相互調整という面と同時に、時には個別資本の利益に反しても総資本的利益の観点から政策が支配されるという側面もあるのではないかとこの点である。(いわゆる公約減税、新中間層を自己の側にひきつけようとする保守党の政策など) また、他の面では、近年しばしば指摘される徴税機構の問題も存在する。通常、租税をめぐる社会的・政治的問題とも考えられるようなこれらの諸問題が、どこまで著者のいう「租税の経済学」に包摂されるであろうか。この「租税の経済学」という研究の方向が正しいものであること、一層深められねばならないことはいうまでもないが、その過程でこれらの問題についても正しい評価があたえられねばならないのではなからうか。(有斐閣刊・八〇〇円)

(大島 通義)

経済学関係文献目録

(昭和三十四年一月刊)

経済史・社会史・政治史

- * 明治維新史研究講座 4 歴史学会編 A 5 三三六頁 四五〇円(平凡社)
- * 共同体の研究 上 古代学協会編 A 5 二九〇頁 四八〇円(理想社)
- * 歴史の現段階 江口朴郎著 A 5 二四〇頁 三二〇円(東京大学出版会)
- * 世界史大系 14 東アジヤ 3 誠文堂新光社編 B 5 三九七頁 一四〇〇円(誠文堂新光社)
- * 軍閥興亡史 3 日米開戦に至るまで 伊藤正徳著 B 6 三九〇頁 三五〇円(文芸春秋社)
- * 下野史の新研究 大島延次郎編 A 5 二九七頁 七五〇円(小宮山書店)
- * 古代股帝国 普及版 貝塚茂樹編 B 6 三九〇頁 三三〇円(みすず書房)
- * 近代中国研究 2 近代中国研究委員会編 A 5 四一二頁 九〇〇円(東京大学出版会)
- * フランス大革命 上 (岩波文庫) マチエ著 ねづまさし、市原豊太訳 A 6 三三七頁 一二〇円(岩波書店)
- * 原典アメリカ史 別巻 現代アメリカと世界 アメリカ学会訳編 A 5 三六六頁 七五〇円(岩波書店)
- * 極東国際政治史序説——二十一箇条要求の研究—— 堀川武夫著 A 5 四一六頁 一〇〇〇円(有斐閣)
- * 自由党史 下 (岩波文庫) 板垣退助監修 遠山茂樹、佐藤誠朗校訂 A 6 四五一頁 一六〇円(岩波書店)
- * 日本経済史の研究 野村兼太郎著 A 5 三四二頁 四八〇円(慶応通信)
- * 日本帝国主義史 2 日本帝国主義の発展 一九一四—一九三二 小山弘健、浅田光輝著 B 6 二八三頁 三五〇円(青木書店)

財政・金融

- * 財政学原理 安藤春夫著 A 5 三三〇頁 五六〇円(酒井書店)
- * 近代財政学総論 (現代経済学全集19) 木村元一著 三七七頁 五八〇円(春秋社)

経済学関係文献目録